

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">設計業務等共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 4 月 改定  平成 16 年 9 月 一部改定  平成 18 年 10 月 一部改定  平成 20 年 10 月 一部改定  平成 22 年 10 月 一部改定  平成 23 年 10 月 一部改定  平成 24 年 10 月 一部改定  平成 26 年 10 月 一部改定  平成 27 年 10 月 一部改定  平成 28 年 10 月 一部改定  平成 29 年 10 月 一部改定  平成 30 年 10 月 一部改定  令和 元年 10 月 一部改定  令和 2 年 4 月 一部改定  令和 2 年 10 月 一部改定  令和 3 年 10 月 一部改定  令和 4 年 10 月 一部改定  令和 5 年 10 月 一部改定  令和 6 年 4 月 一部改定</p> <p style="text-align: center;">山梨県 県土整備部</p>	<p style="text-align: center;">設計業務等共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 4 月 改定  平成 16 年 9 月 一部改定  平成 18 年 10 月 一部改定  平成 20 年 10 月 一部改定  平成 22 年 10 月 一部改定  平成 23 年 10 月 一部改定  平成 24 年 10 月 一部改定  平成 26 年 10 月 一部改定  平成 27 年 10 月 一部改定  平成 28 年 10 月 一部改定  平成 29 年 10 月 一部改定  平成 30 年 10 月 一部改定  令和 元年 10 月 一部改定  令和 2 年 4 月 一部改定  令和 2 年 10 月 一部改定  令和 3 年 10 月 一部改定  令和 4 年 10 月 一部改定  令和 5 年 10 月 一部改定  令和 6 年 4 月 一部改定  令和 6 年 10 月 一部改定</p> <p style="text-align: center;">山梨県 県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要																																																
<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1102条 用語の定義</b></p> <p>31. 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p><b>第1131条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（参考）主要技術基準及び参考図書 ※発行年月は参考として記載</p> <table border="1" data-bbox="186 1129 1338 1451"> <thead> <tr> <th colspan="4">〔1〕共 通</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> <th>発行年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>土木工事安全施工技術指針</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>R5.3</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>測量成果電子納品要領</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>H30.3</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>電子納品運用ガイドライン【業務編】</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>R2.3</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>電子納品運用ガイドライン【測量編】</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>R3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>第3編 砂防及び地すべり対策編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 砂防構造物設計</b></p> <p><b>第3304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</b></p> <p>（5）施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1）施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の<b>概略施工計画</b>及び資材運搬方法を立案するものとする。 なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p>	〔1〕共 通				No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	5	土木工事安全施工技術指針	国 土 交 通 省	R5.3	18	測量成果電子納品要領	国 土 交 通 省	H30.3	22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国 土 交 通 省	R2.3	23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国 土 交 通 省	R3.3	<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1102条 用語の定義</b></p> <p>31. 「書面」とは、<b>打合せ簿等の帳票をいい</b>、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p><b>第1131条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（参考）主要技術基準及び参考図書 ※発行年月は参考として記載</p> <table border="1" data-bbox="1421 1129 2573 1451"> <thead> <tr> <th colspan="4">〔1〕共 通</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> <th>発行年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>土木工事安全施工技術指針</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>R6.3</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>測量成果電子納品要領</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>R6.3</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>電子納品運用ガイドライン【業務編】</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>R6.3</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>電子納品運用ガイドライン【測量編】</td> <td>国 土 交 通 省</td> <td>R6.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>第3編 砂防及び地すべり対策編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 砂防構造物設計</b></p> <p><b>第3304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</b></p> <p>（5）施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1）施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、<b>概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び概略資材運搬方法を立案するもの</b>とする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p>	〔1〕共 通				No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	5	土木工事安全施工技術指針	国 土 交 通 省	R6.3	18	測量成果電子納品要領	国 土 交 通 省	R6.3	22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国 土 交 通 省	R6.3	23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国 土 交 通 省	R6.3	
〔1〕共 通																																																		
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月																																															
5	土木工事安全施工技術指針	国 土 交 通 省	R5.3																																															
18	測量成果電子納品要領	国 土 交 通 省	H30.3																																															
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国 土 交 通 省	R2.3																																															
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国 土 交 通 省	R3.3																																															
〔1〕共 通																																																		
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月																																															
5	土木工事安全施工技術指針	国 土 交 通 省	R6.3																																															
18	測量成果電子納品要領	国 土 交 通 省	R6.3																																															
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国 土 交 通 省	R6.3																																															
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国 土 交 通 省	R6.3																																															

現行	改定	摘 要
<p>2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p><b>第 3312 条 流木対策工詳細設計</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p>	<p>2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p><b>第 3312 条 流木対策工詳細設計</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p>	